

第3章 光害防止のための制度・施策

地方公共団体において光害防止対策を進めるためには、地方公共団体の持つ多様な条例、計画等の中に光害に関する規定を導入することが有効である。この章では、自治体の各種制度・施策の中における光害防止対策の可能性について検討する。

3 - 1 光害防止のための制度・施策の必要性

前章で述べたように、光害防止のためには、個々の照明において、その照明目的を考慮して、必要以外の部分へ光が漏れることによる周辺環境への悪影響を防止していくことが重要であるが、全ての照明が適正なものとなるには、長期間の取組が必要である。このため、光害防止に配慮した照明の設置を徹底してくうえで、地方公共団体による制度的な施策展開が必要になってくる。

一般に、屋外照明の設置については、関係機関により照度や輝度等の基準が定められているが、この基準に適合する照明でも、漏れ光の多いデザイン灯から出るまぶしさや、ハイウェイ灯に隣接する農作物への影響などのように、光害が発生する場合がある。このため、既存の照明の基準を理解しつつ、更に質的な照明環境の改善を行い、光害から生じる種々の問題を未然に防止することが求められる。

漏れ光や障害光による実質的な被害を防止するためには、都道府県や市町村の行政主体における地域の状況に応じた環境施策の一環として、光害対策を制度化することが取組のひとつとして考えられる。

最後に第4章及び資料編に示すように、諸外国、特に米国と欧州で光害対策の具体的な条例化の動きが活発であり、このような国際的な流れの中で、国内においても制度化の検討がさらに進められる必要がある。